

平成22年10月28日判決言渡 同日原本領取 裁判所書記官

平成21年(仮)第42号 神戸市20年度、21年度外郭団体派遣職員への人件費違法支出損害賠償等請求事件

口頭弁論終結日 平成22年8月5日

判 決

原告（選定当事者）

原告（選定当事者）

（選定者は別紙選定者目録記載のとおり）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

被 告	神 戸 市 長
	矢 田 立 郎
同訴訟代理人弁護士	橋 本 勇
同	石 丸 鐵 太 郎
同	森 有 美
同	藤 原 孝 洋
同	矢 形 幸 之 助
同	中 尾 慶 子
同訴訟復代理人弁護士	中 山 健 太 郎

主 文

1 原告（選定当事者）らの請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は原告（選定当事者）らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 被告は、矢田立郎に対し、神戸市に対して80億5229万6047円及び

これに対する支払日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。

- 2 被告は、別表1及び別表2の「団体名」欄記載の各団体（神戸市体育協会を除く。）に対し、神戸市に対して「請求金額」欄記載の金員及びこれに対する支払日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。
- 3 被告は、矢田立郎及び橋口秀志に対し、神戸市に対して2億4253万3457円及びこれに対する支払日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。
- 4 被告は、神戸市体育協会に対し、神戸市に対して2億4253万3457円及びこれに対する支払日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。

## 第2 事案の概要

本件は、神戸市の住民である原告（選定当事者）ら（以下「原告ら」という。）が、神戸市がした同市職員派遣先団体（以下「派遣先団体」という。）に対する平成20年度の派遣職員人件費に充てる補助金の支出は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「派遣法」という。）6条2項の手続によることなくされた脱法行為として違法であり、公益上必要がある場合の補助金支出を認めた地方自治法232条の2によっても正当化されないなどとし、さらに、平成21年度の派遣職員に対する給与の直接支給及び派遣先団体に対する人件費に充てる補助金の支出は、神戸市が派遣法に違反して改正した公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に基づく無効なものであるなどとして、地方自治法242条の2第1項4号本文に基づき、被告に対し、各支出当時に神戸市長の地位にあった矢田立郎（以下「矢田」という。）及び神戸市教育長の地位にあった橋口秀志（以下「橋口」という。）に対して派遣職員人件費相当額及びこれに対する遅延損害金の損害賠償請求をすることの義務付けを求めるとともに、各派遣先団体に対して法定

利息を付した派遣職員人権費相当額の不当利得返還請求をすることの義務付けを求めた住民訴訟である。

1 前提事実（証拠等の掲記のない事実は当事者間に争いがない。）

(1) 当事者等

ア 原告ら及び選定者らは、いずれも神戸市内に住所を有する者である（弁論の全趣旨）。

イ 被告は、神戸市の執行機関であり、神戸市職員に対する給与支給及び補助金に関する支出権限を有している。

ウ 神戸市教育長は、神戸市教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどるが（地方教育行政の組織及び運営に関する法律17条1項参照）、神戸市教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行する権限を有するのは被告（神戸市長）である（同法24条5号参照）。

エ 矢田は、平成13年11月以降、被告（神戸市長）の地位にある。

オ 橋口は、平成20年4月以降、神戸市教育長の地位にある。

(2) 補助金の支出及び派遣職員に対する給与の直接支給

ア 平成20年度分

神戸市は、別表1の「団体名」欄記載の各団体に対し、同「合計支出金額」欄記載の金額の補助金を、平成20年度分として、それぞれ支出した（甲14の1～7、22）。

イ 平成21年度分

神戸市は、別表2「団体名」欄記載の団体のうち「直接支給分」欄に記載のある各団体に派遣した職員に対し、平成21年度において、同欄記載の金額の給与を直接支給した。

神戸市は、別表2「団体名」欄記載の団体のうち「補助金分」欄に記載のある各団体に対し、同欄記載の金額の補助金を、平成21年度分として、

それぞれ支出した。

(以上、甲30ないし33、35)

(3) 権利放棄条例の制定等

神戸市議会は、被告の提出を受けて、平成21年2月26日、「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例」の条例案を議決した（平成21年2月26日神戸市条例第28号。以下、「本件改正条例」といい、本件改正条例による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例を「本件新条例」という。）。

本件改正条例附則4項は、平成14年4月1日から平成21年3月31日までの期間において派遣先団体から給与の支給を受けた派遣職員に対しては、本件新条例による給与の支給は行わない旨規定し、同5項は、「(不当利得返還義務等の免除)」との見出しが付され、上記期間に係る派遣先団体から派遣職員に支給された給与の原資となった神戸市から派遣先団体への補助金、委託料その他の支出に係る派遣先団体又は職員に対する神戸市の不当利得返還請求権及び損害賠償請求権（これらに係る遅延利息を含む。）は放棄する旨規定する。

本件改正条例は、平成21年2月26日、被告によって公布され、本件改正条例附則5項は、同年6月1日から施行された（同附則1項2号）。

(以上、甲3、乙1、16ないし18)

(4) 監査請求

原告ら及び選定者らは、平成21年5月8日及び同月13日、神戸市監査委員に対し、神戸市が平成20年度において約80の派遣先団体に対して派遣した980余人の職員の人工費として約118億円を支出したことは派遣法に違反し違法であるとして、平成20年度分の約95億円を派遣先団体から返還させ、神戸市長個人及び神戸市教育長個人に対して損害を賠償されること、並びに、平成21年度の派遣先団体に対する予算の支出の差止めを求めて、監査請求をしたが（甲2）、神戸市監査委員は、同年5月25日付け

で、監査の対象となる行為等が特定されていないため不適法であるとして受理しない旨決定し、そのころ、これを原告に通知した（甲1）。

#### （5）訴え提起

原告らは、同年6月23日、本件訴えを提起した（当裁判所に顕著）。

### 2 主たる争点

- (1) 適法な監査請求前置の有無
- (2) 財団法人神戸市水道サービス公社及び神戸市交通局共助組合に係る補助金支出に関して、矢田に対する損害賠償請求の義務付けの訴えの適法性
- (3) 派遣先団体に対する補助金支出の違法性（平成20年、21年度）
- (4) 本件改正条例による平成20年度分の補助金支出に係る損害賠償請求権及び不当利得返還請求権（以下「本件請求権」という。）の放棄の成否
- (5) 派遣職員に対する給与の直接支給の違法性（平成21年度）

### 3 主たる争点に関する当事者の主張

- (1) 適法な監査請求前置の有無

#### 【被告の主張】

原告ら及び選定者らの監査請求は、抽象的、包括的にしか求めておらず、その対象とする財務会計上の行為等を他の事項から区別して特定、認識できるような個別的、具体的な摘示はなく、不適法なものであり、本件訴えは、適法な監査請求を前置したとはいえない。

#### 【原告らの主張】

監査請求は、その対象となっている行為が複数の場合で、当該行為の性質、目的等に照らし、これを一体とみてその違法又は不当性を判断するのを相当とする場合では、違法な補助金の支出がなされた日、金額、相手方等を個別に特定する必要がない。

- (2) 財団法人神戸市水道サービス公社及び神戸市交通局共助組合に係る補助金

支出に関して、矢田に対する損害賠償請求の義務付けの訴えの適法性

【被告の主張】

財団法人神戸市水道サービス公社は、水道事業管理者（神戸市水道局長）の所管であり、神戸市交通局共助組合は、交通事業管理者（神戸市交通局長）の所管であるところ、水道事業管理者及び交通事業管理者は、支出権限を法令上本来的に有しております（地方公営企業法8条、9条）、被告（神戸市長）がこれらの団体への派遣職員の給与に関して何らかの支出をすることはないのであるから、これらの団体に係る支出について、矢田に対して損害賠償請求することを求める訴えは不適法である。

【原告らの主張】

争う。

(3) 派遣先団体に対する補助金支出の違法性（平成20年、21年度）

【原告らの主張】

派遣先団体に対する平成20年度における派遣職員の人件費に充てる補助金の支出は、派遣法6条2項の手続によることなくされた脱法行為として違法であり、公益上必要がある場合の補助金支出を認めた地方自治法232条の2によっても正当化されない。

平成21年度においても、派遣先団体に対して、派遣職員の人件費に充てる補助金の支出が継続されているから、平成20年度と同様に違法である。例えば、本件新条例の別表第2（第10条関係）における、神戸新交通株式会社、株式会社神戸商工貿易センター、神戸ハーバーランド株式会社、海上アクセス株式会社など16の団体の派遣協定は、平成20年度と平成21年度で異なっておらず、平成21年度も派遣職員の給与は補助金等から支出されている。

【被告の主張】

ア 派遣法の規定、その制定経緯及び趣旨、派遣法の運用に関する通達の内

容を総合勘案すれば、派遣法6条2項に該当しない場合にあっても、地方自治法232条の2の要件が満たされるときは、派遣職員の人事費相当額の全部又は一部を同条に基づく補助の対象とすることができますのであり、本件で問題されている派遣先団体は公益目的により設置され、公益的事業を行っているものであるから、平成20年度における派遣先団体に対する補助金の交付は適法である。

イ 神戸市は、平成21年度から、派遣法6条2項の要件に該当する派遣職員の給与については神戸市が直接支給し、要件に該当しない派遣職員についてその給与の原資となりうる補助金等の支出をしていた場合はこれをやめ、当該派遣先団体が自主財源等により給与を負担することとし、さらに、人事委員会規則に委ねられていた派遣先団体の名称を条例において規定するとともに、各団体に対して職員派遣をする必要があるか否かなどを検討した。

神戸市は、本件新条例の規定により、派遣法2条による派遣先団体を56団体（本件新条例2条、別表第1）とし、派遣法10条による退職派遣先である特定法人を21団体（本件新条例10条、別表第2）とし、派遣先団体である56団体のうち、派遣法6条2項の要件に該当するとして、同項の規定により給与を派遣職員に直接支給する団体を31団体（本件新条例8条の2）とした。

平成21年度における派遣先団体は、本件新条例に定める団体（財團法人大阪湾ベイエリア開発推進機構は、派遣先団体として規定したが、職員派遣を行っていない。）のみであり、これ以外には存しない。原告らは、派遣法6条2項により給与を派遣職員に直接支給する派遣先団体に対して、あるいはそれらの派遣先団体以外の団体に対しても、派遣職員の給与の原資とするために補助金等の支出をしているかのように主張するが、このような補助金等の支出は平成21年度においては存しない。

#### (4) 本件改正条例による本件請求権の放棄の成否

##### 【被告の主張】

ア 議会が権利の放棄の議決をした場合は執行機関による特段の意思表示を要しないこと

地方公共団体の議会は、住民訴訟の目的となっている権利を放棄する旨の議決をすることができ、その議決がなされた場合、当該権利は、当然に消滅し、執行機関による意思表示を要しない。

また、地方公共団体は、条例の形式で特定の私法上の請求権を放棄し又は一定の種類に属する私法上の請求権を一括して放棄することも可能である（地方自治法96条1号、10号）。本件においては、本件改正条例が公布、施行されているのであり、議決がなされただけでそれが外部に表示されていない事案とは異なり、条例で定められた権利の放棄の規定を執行するということは観念できない。

イ 権利放棄の是非は住民の代表である議会の判断に委ねられていること

一般的に地方公共団体の権利の放棄については、執行機関である地方公共団体の長ではなく、議会の議決によるべきものとしているところ、補助金の交付の違法を原因とする損害賠償請求権及び不当利得返還請求権の放棄について法令又は条例に何ら特別の定めがないのであるから、本件請求権は、本件改正条例により消滅したものというほかない。住民訴訟が提起されたからといって、住民の代表である地方公共団体の議会がその本来の権限に基づいて新たに当該住民訴訟における個別的な請求に反した議決に出ることが妨げられたり、住民訴訟の勝訴判決が確定した後において、勝訴判決に係る権利を放棄することが妨げられるものではないのであって、いずれにしても、住民訴訟の提起によって当該地方公共団体がその管理处分権を喪失し又は制限されるべきいわれはない。

ウ 議会の議決は議決権が濫用されたものではないこと

本件改正条例における放棄の議決は、補助金又は委託料の支給を受けた各団体から、その支給額に相当する金額の返還を求めるに、当該各団体が存続できなくなるおそれが大きく、そうなるときは、市民の福祉に重大な影響が及ぶことを考慮したものである。また、資産公開制度等によって相手方の資産状況は公開されており、その状況は権利の放棄の議決の当然の前提となっているものである。

#### 【原告らの主張】

- ア 議会が権利の放棄を決議したとしても、それが条例の形式でされた場合であっても、執行機関による放棄の行為を待たずに、当該決議によって直ちにその対象となった権利について、放棄の効果が生じ、消滅するということはできないところ、被告において、上記議会の議決に基づき、本件請求権の放棄の手続をしていない。
- イ 住民訴訟の制度趣旨、本件請求権の内容及び認容額、同種の事件を含めて不当利得返還請求権及び損害賠償請求権を放棄する旨の決議の神戸市の財政に対する影響の大きさ、議会が本件請求権を放棄する旨の決議をする合理的理由はなく、放棄の相手方の個別的・具体的な事情の検討もなされていないことなどからすれば、本件請求権を含む権利を放棄する旨の議決は、地方公共団体の執行機関が行った違法な財務会計上の行為を放置し、損害の回復を含め、その是正の機会を放棄するに等しく、また、住民訴訟を無に帰せしめるものであって、地方自治法に定める住民訴訟の制度を根底から否定するものであり、議決権の濫用に当たり、本件改正条例中、本件請求権の放棄を定めた部分はその効果を生じない。

#### (5) 派遣職員に対する給与の直接支給の違法性（平成21年度）

#### 【原告らの主張】

派遣法では、派遣できる団体も限定され、派遣職員が従事すべき業務も地方自治体の事務又は事業と密接な関連を有すると認められる業務を主たる内

容とするものでなければならない上、派遣職員には、その派遣期間中給与を支給されないが、例外的に、派遣職員が派遣先団体において従事する業務が地方公共団体の委託を受けて行う業務、地方公共団体と共同して行う業務等でその実施により地方公共団体の事務等の効率的若しくは効果的な実施が図られると認められるものである場合又はこれらの業務が派遣先団体の主たる業務である場合には、条例で定めるところにより、派遣職員に対して給与を支給することができる。

ところが、神戸市は、職員派遣及び給与支出に関して、派遣法、地方公務員法に違反しないかどうかの検討をしていないから、本件新条例は派遣法に違反した無効なものである。

したがって、平成21年度において同条例に基づいて派遣職員に対して給与を直接支給することは違法である。

#### 【被告の主張】

前記(3)【被告の主張】イのとおり、神戸市は、平成21年度から派遣法6条2項の要件に該当する31団体への派遣職員についてだけ、その給与を直接支給している。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 適法な監査請求前置の有無

(1) 被告は、原告ら及び選定者らの監査請求はその対象とする財務会計上の行為等を他の事項から区別して特定、認識できるような個別的、具体的な摘示のない不適法なものであるから、適法な監査請求を前置したとはいえない旨主張する。

(2) しかしながら、原告ら及び選定者らは、その監査請求書(甲2)に、「平成20年度約80団体へ980余人の職員が派遣され約118億円支出されている」、「これらの団体は平成20年度分の残りの約95億円を神戸市に返還し、または、神戸市長(教育長)…である個人がこれらの損害を神戸市

へ賠償又は返還すべきこと（いずれも法定利息付き），平成21年度については約80団体への予算の支出の差止めを行うべきことを求める。」と記載するとともに，平成20年7月付けの神戸市における出向派遣職員が記載された「出向派遣職員一覧」と題する文書（甲4）を添付し，同文書に記載された派遣先団体に対する補助金のうち，同文書に記載された職員の人事費相当額の支出はすべて派遣法に違反するものであり，神戸市が平成21年に制定した本件新条例も同じく派遣法に違反する無効なものであるなどと主張していたのである（甲2）。このように，監査請求の対象とする財務会計上の行為について，個々の行為の固有の瑕疵をそれぞれ問題とするのではなく，多数回にわたる同種の行為に共通する違法事由を一律に問題としていたものであるから，個々の行為について相手方，日付，金額等による厳密な特定はされていなかったとしても，監査請求の対象として他の事項から区別して認識することができる程度には掲示されていたと解することができる。

そうすると，原告ら及び選定者らの監査請求が不適法であったとまではいえず，被告の主張は採用できない。

## 2 財団法人神戸市水道サービス公社及び神戸市交通局共助組合に係る補助金支出について，矢田に対する損害賠償請求の義務付けの訴えの適法性

(1) 被告は，財団法人神戸市水道サービス公社及び神戸市交通局共助組合は，それぞれの事業管理者が支出権限を法令上有しているところ，被告（神戸市長）がこれらの団体への派遣職員の給与に関して何らかの支出をすることはないのであるから，上記各団体に係る支出について，矢田に対して損害賠償請求することを求める訴えは不適法であると主張する。

(2) しかしながら，被告が神戸市の損害賠償請求権を行使する権限を有することは明らかであり，被告（神戸市長）が上記各団体の派遣職員に対して支出権限を有するか否かは，被告（神戸市長）の地位にあった矢田に対する損害賠償請求権の成否の問題であって，矢田は損害賠償請求権の行使を怠る事実

に係る相手方に当たる以上、当該訴えが不適法であるとの被告の主張は採用できない。

### 3 本件改正条例による本件請求権の放棄の成否

(1)ア 原告らは、執行機関による放棄の行為を待たずに、議会の決議によって直ちにその対象となった権利について放棄の効果が生じ、同権利が消滅するということはできない旨主張する。

イ しかしながら、本件改正条例附則5項は、神戸市の行う私法上の請求権放棄の意思表示（民法519条にいう免除）を条例の形式で行うものであり、私法上の請求権放棄は相手方に対する意思表示という単独行為によって、その法律効果が発生するものであるところ、条例も一定の範囲で一方的に権利義務を設定、制約する内容を含むことができ、公布及び施行という手段によってその効果が発生するものであるから、条例において権利放棄を行うことも、条例や権利放棄（免除）の意思表示の性質には矛盾しないと考えられる上、地方自治法96条1項は、「法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。」（10号）を、「条例を設け又は改廃すること。」（1号）とともに、普通地方公共団体の議会の議決事項として規定しており、法令や条例の定めがある場合を除いて、広く一般的に地方公共団体の権利の放棄については、執行機関である地方公共団体の長ではなく、議会の議決によるべきものとしていることからすると、地方公共団体が、条例の形式で特定の私法上の請求権を放棄し、又は、一定の種類に属する私法上の請求権を一括して放棄することは可能であると解される。

そして、地方自治法96条1項10号が、権利放棄を議会の議決事項としたのは、住民の意思をその代表者を通じて直接反映させるとともに、執行機関の専断を排除する趣旨を含むものであるから、議会の議決以外に執行機関の執行行為を要するものではないし、条例の形式で権利の放棄が議

決されたのであれば、当該条例の公布及び施行により、当該条例の効力発生に伴って、権利放棄の効果も当然に発生するものというべきである。

原告らの主張は採用しない。

ウ 本件請求権は、平成14年4月1日から平成21年3月31日までの間に係る派遣先団体から派遣職員に支給された給与の原資となった神戸市から派遣先団体への補助金、委託料その他の支出に係る派遣先団体又は職員に対する神戸市の不当利得返還請求権及び損害賠償請求権（これらに係る遅延利息を含む。）（本件改正条例附則5項）に該当するから、神戸市は、本件改正条例の制定、公布及び施行により、本件請求権を放棄したものというべきである。

(2)ア 原告らは、本件改正条例による本件請求権の放棄は、住民訴訟の趣旨に反するものであつて、議決権の濫用に当たり、無効である旨主張する。

イ しかしながら、住民訴訟は、地方公共団体の執行機関又は職員による財務会計上の違法な行為又は怠る事実が当該地方公共団体の構成員である住民全体の利益を害することにかんがみ、住民が提訴して、自らの手により違法の防止又是正をし、もって地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とするものではあるが、他方、住民訴訟が提起され、あるいは住民が勝訴し、その判決が確定した場合であつても、住民訴訟の対象となつた個別的請求権の放棄の是非は、住民の代表である議会の良識ある合理的判断に委ねられているというほかなく、そのような議会の判断は、終局的には住民による選挙を通じて審査されるべきものである。したがつて、議会が住民訴訟における個別的な請求に反した議決をすることは、直ちに住民訴訟の趣旨を否定することにならない。

ウ(ア) また、証拠（甲3、乙1、16ないし18）及び弁論の全趣旨によれば、本件改正条例は、神戸市の外郭団体に対する派遣職員の給与相当額を含んだ補助金等の支出が派遣法の趣旨に反する違法な公金支出に該当

するという判決がなされたこと(大阪高等裁判所平成20年(四)第90号、第142号平成21年1月20日判決)を踏まえて、派遣法6条2項の規定に沿うように、派遣法施行時の平成14年4月1日に遡って派遣職員に対して直接給与を支給するために制定されたものであるところ本来であれば、神戸市が派遣職員に対し同日以降の給与を改めて支給し、派遣職員が派遣先から受領していた給与相当額を派遣先団体に返還した上、神戸市が派遣先団体に給与相当額の返還を求める事になるが、これを実施するための煩瑣な事務手続に要する時間及び経費、派遣先団体から派遣職員に支給された給与の返還を求めることが事実上困難であることなどを考慮して、本件改正条例附則4項において、派遣先団体から給与の支給を受けた派遣職員に対して神戸市から遡及して給与の支給を行わないこととする一方で、派遣先団体に対して不当利得返還請求権を行使せず、同附則5項において、本件請求権等を放棄する旨定めたものであるから、神戸市が一方的に派遣先団体に対する不当利得返還請求権を放棄したものではなく、派遣先団体の派遣職員に対する神戸市の給与支払債務も免れる措置が講じられているものであることが認められる。

そうすると、本件請求権の放棄を含む本件改正条例の議決は、先行した住民訴訟の結果を踏まえ、その訴訟における裁判所の判断を尊重する形で、従来派遣法上疑義のあった神戸市の外郭団体に対する派遣職員の給与相当額を含んだ補助金等の扱いを是正するとの趣旨及び目的により行われたものと認めるのが相当であり、派遣先団体を不当に優遇し、神戸市の財政に過大な負担を与えるものであるとも認められない。

(イ) さらに、証拠(乙16ないし18)及び弁論の全趣旨によれば、本件改正条例は、その審議過程において、矢田や派遣先団体には支払請求に応える資産もないという実態であること、各派遣先団体は支給を受けた補助金に対応する公益活動を行っていること、仮に各派遣先団体に不当

利得返還請求をした場合に現実に得られる利益と当該派遣先団体が破綻しその公益的事業の利用者たる市民一般が被る不利益等との衡量を図る必要があることなどが指摘され、権利放棄の議決に関する裁判例、学説が参考として紹介され、神戸市議会本会議での質疑、総務財政委員会での議案及び陳情の審査、本会議での賛成及び反対の討論を経て、議決がなされたものであることが認められる。

上記議決にあたって、神戸市当局から虚偽の説明がなされ、議会の議決が一方的な情報のみに基づいてなされたと認めるに足りる証拠はない。

エ 以上によれば、本件改正条例の議決が議決権の濫用にあたるということはできない。原告らの主張は採用しない。

(3) したがって、仮に、神戸市が矢田に対し本件請求権を有していたとしても、本件改正条例附則5項により、すべて放棄され消滅したというべきである(平成20年度における派遣先団体に対する補助金支出の違法性については、判断するまでもない。)。

#### 4 派遣職員に対する給与の直接支給の違法性（平成21年度）

(1) 派遣法は、地方公共団体の任命権者は、同法2条1項各号に掲げる団体のうち、その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るために人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるもの（公益的法人等）との間の取決めに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、条例で定めるところにより、職員を派遣することができる（2条1項）、派遣職員にはその派遣期間中、原則として給与を支給しないが（6条1項）、派遣職員が派遣先団体において従事する業務が地方公共団体の委託を受けて行う業務、地方公共団体と共同して行う業務若しくは地方公共団体の事務若しくは事業を補完し若しくは支援すると認め

られる業務であつてその実施により地方公共団体の事務若しくは事業の効率的若しくは効果的な実施が図られると認められるものである場合又はこれらの業務が派遣先団体の主たる業務である場合には、地方公共団体は、例外的に、派遣職員に対して、その派遣期間中、条例で定めるところにより、給与を支給することができるとしている（同条2項）。

派遣法6条2項の規定による本件新条例8条の2及び別表第1によれば、平成21年度において、神戸市が派遣法6条2項の規定により、給与を支給することができる派遣職員に係る派遣先団体は、次に掲げる31団体である（以下、この31団体を「直接支給対象団体」という。）。

別表第1の号数	団体名
1号	財団法人神戸都市問題研究所
4号	財団法人計算科学振興財団
5号	財団法人神戸国際協力交流センター
6号	財団法人神戸市民文化振興財団
7号	財団法人神戸いきいき勤労財団
8号	財団法人暴力団追放兵庫県民センター
9号	財団法人こうべ市民福祉振興協会
11号	財団法人先端医療振興財団
13号	財団法人神戸市障害者スポーツ協会
17号	財団法人神戸国際観光コンベンション協会
18号	財団法人神戸市産業振興財団
19号	財団法人神戸ファッショントリニティ
20号	財団法人神戸みのりの公社
21号	財団法人新産業創造研究機構
23号	財団法人神戸市公園緑化協会
27号	財団法人神戸市都市整備公社

29号	神戸市住宅供給公社
35号	財団法人神戸市防災安全公社
36号	財団法人神戸市水道サービス公社
37号	財団法人神戸市体育協会
41号	財団法人神戸市演奏協会
42号	社会福祉法人神戸市社会福祉協議会
47号	社会福祉法人神戸市東灘区社会福祉協議会
48号	社会福祉法人神戸市灘区社会福祉協議会
49号	社会福祉法人神戸市中央区社会福祉協議会
50号	社会福祉法人神戸市兵庫区社会福祉協議会
51号	社会福祉法人神戸市北区社会福祉協議会
52号	社会福祉法人神戸市長田区社会福祉協議会
53号	社会福祉法人神戸市須磨区社会福祉協議会
54号	社会福祉法人神戸市垂水区社会福祉協議会
55号	社会福祉法人神戸市西区社会福祉協議会

(2)ア この点、原告らは、神戸市は、職員派遣及び給与支出に関して、派遣法、地方公務員法に違反しないかどうかの検討をしていないから、本件新条例は派遣法に違反した無効なものである旨主張する。

イ しかしながら、神戸市は、派遣法2条所定の派遣先団体を56団体とし、これまで人事委員会規則に指定を委ねられていた派遣先団体を定めた（本件新条例2条、別表第1）上、56の派遣先団体すべてについて、その派遣職員に対し給与を直接支給するのではなく、そのうちの31の直接支給対象団体の派遣職員に対してのみ給与を直接支給することとして（本件新条例8条の2、別表第1）、本件改正条例を制定したのである。そして、証拠（乙16ないし18）及び弁論の全趣旨によれば、本会議及び総務財政委員会において、従前の職員派遣の経緯及び派遣先団体の公益性、本件

改正条例の各条項の趣旨、派遣法6条2項の規定による直接支給対象団体への絞り込みなどの点を含め、本件改正条例の制定の際には神戸市議会において十分な審議がなされたものと認められることからすれば、派遣法等関係法令に違反しないかについて何らの検討もせずに直接支給対象団体を選択したものでないことは明らかである。

なお、個々の直接支給対象団体の業務が派遣法2条1項の規定に適合しないこと、直接支給対象団体に派遣された個々の職員の従事する業務が派遣法6条2項の規定に適合しないことの具体的な主張、立証はない。

- (3) したがって、平成21年度において、神戸市が派遣先団体の派遣職員に対して給与を直接支給したことについて、派遣法等関係法令に違反する違法があると認めることはできない。

## 5 派遣先団体に対する補助金支出の違法性（平成21年度）

- (1) 原告らは、平成21年度においても、派遣先団体に対して、派遣職員の人物費に充てる補助金の支出が継続されているから、平成20年度と同様に派遣法6条2項に違反し違法である旨主張する。
- (2) しかしながら、平成21年度において、直接支給対象団体に対してその派遣職員の人物費に充てるため補助金を支出したことを認めるに足りる証拠はない。

また、本件新条例2条1項及び別表第1に規定する派遣先団体である財團法人神戸市地域医療振興財団（別表第1第14号）、大阪湾広域臨海環境整備センター（同16号）、独立行政法人都市再生機構（同24号）、財團法人道路管理センター（同25号）、財團法人神戸港埠頭公社（同30号）、財團法人神戸市開発管理事業団（同32号）、日本下水道事業団（同44号）及び社団法人神戸港振興協会（同45号）は、本件新条例8条の2には規定されておらず、派遣職員に対する給与の直接支給はなされていないと認められるが、これらの団体に対する平成21年度の補助金の中に派遣職員の人物

費に充てる部分が含まれていると認めるに足る証拠はない。

神戸市新交通株式会社、株式会社神戸商工貿易センター、神戸地下街株式会社、神戸ハーバーランド株式会社及び海上アクセス株式会社は、本件新条例10条及び別表第2に規定する団体であって、神戸市との間で、派遣法10条に基づき、神戸市の職員が、いったん神戸市を退職し、これらの団体に採用されてその事務に従事し、その後これらの団体を退職し、改めて神戸市に採用されるとの取決めがなされている団体である。したがって、これらの派遣先団体に対する補助金の支出が神戸市職員の身分を保持しながら派遣先団体へ派遣される場合を規制する派遣法6条2項に違反することはない。

神戸市職員共助組合及び神戸市交通局共助組合に対しては、少なくとも平成21年度において、神戸市職員が、その身分を保持しながら、これらの団体に派遣されていることを認めるに足る証拠はない。

(3) したがって、平成21年度分における別表2の「団体名」欄記載の各団体に対する補助金の支出について、派遣職員の入件費に充てる補助金が含まれ、派遣法6条2項に違反し違法であるということはできない。

#### 第4 結論

よって、原告らの請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

神戸地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 梅 村 明 剛

裁判官 木 太 伸 広

裁判官 藤 田 貴 史

これは正本である。

平成22年10月28日

神戸地方裁判所第2民事部

裁判所書記官 平田光信

